

ヤングケアラーへの支援の充実を求める意見書

18歳未満の子どもが、年齢や心身の成長度合いに見合わない家事や家族の世話など重い責任と過度な負担を負っているヤングケアラーの実態が表面化しています。

家事や家族の世話を費やされる時間や肉体的及び精神的消耗は、彼らの健全な心身の成長の大きな妨げになっています。また、家族を助けたいという気持ちや家庭の内情を知られたくないという心情などデリケートな感情が伴っていること、更に自らがヤングケアラーであることを認識していないことがこの問題を見えにくく、複雑なものにしていることもわかってきました。

国はヤングケアラーの実態把握のため、全国規模の調査を行い、令和3年5月に厚生労働省と文部科学省の共同プロジェクトチームが、今後取り組むべき支援策を取りまとめ、その後も対象世代を広げて調査をしております。しかし、地方自治体や支援者団体などによるヤングケアラー支援の在り方、関係団体間の連携方法及び国や県からのバックアップなどについて、支援策の具体的な展開が見えていないのが実情です。今後も、より正確な実態調査を着実に進めながら、実情に見合った具体的な支援策を検討していく必要があります。

よって、国におかれましてはヤングケアラーへの支援の充実を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 ヤングケアラーの早期把握のために、必要な調査を着実に進めるとともに、調査等の仕組みの構築、社会的認知度向上のための啓発活動の充実、強化を図ること。
- 2 ヤングケアラーへの実効性のある支援となるよう、国と地方自治体、福祉、介護、医療、教育等の関係機関、事業者や支援者団体等の役割の明確化と相互の連携強化、安心して相談できる環境の充実を図り、加えて本人と家族に寄り添った就学期間中の切れ目ない支援体制を確立すること。
- 3 上記1、2を実施する地方自治体及び関係機関や事業者等の体制整備に十分な援助と財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年3月15日